

令 4 . 1 0 . 2 1
相 2 - 1

説明資料

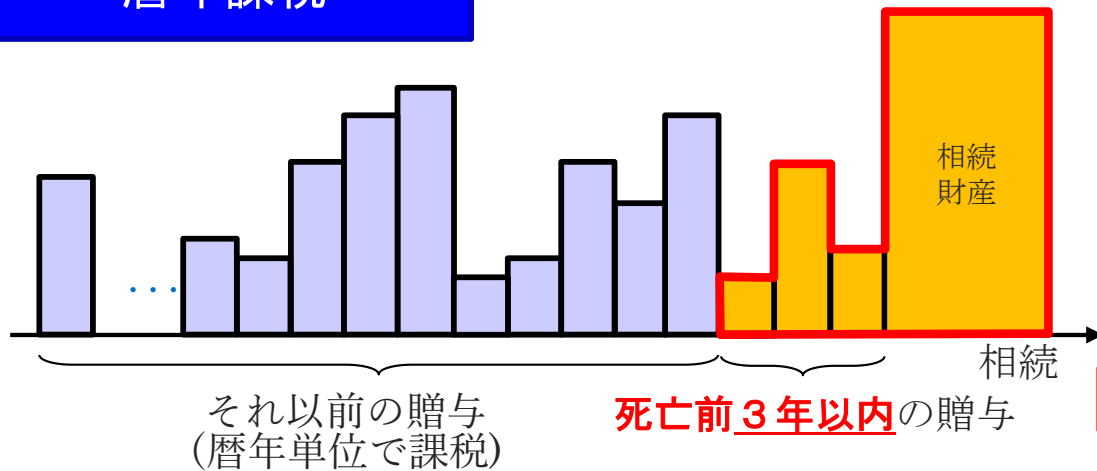
令和4年10月21日（金）

財務省

- 1 相続時精算課税制度**
- 2 暦年課税による相続前の贈与の加算
- 3 贈与税の非課税措置

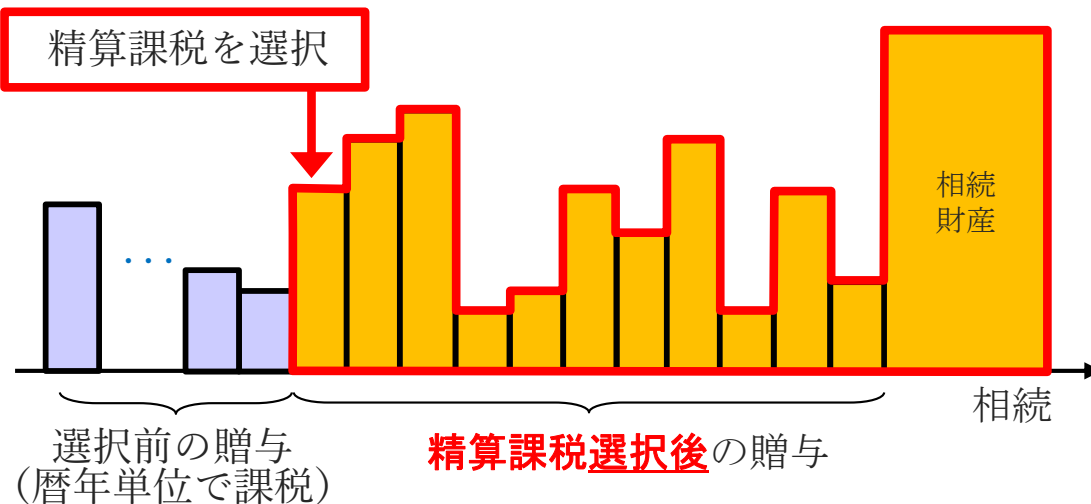
現行の贈与税における暦年課税と相続時精算課税の仕組み

暦年課税



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

相続時精算課税（暦年課税との選択制）



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
- ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
- ※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

相続時精算課税制度

○ 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、**平成15年度に導入**

○ **暦年課税との選択制**

○ 具体的な仕組み

① **贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付**

- ・ 贈与額2,500万円までは非課税
- ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税

② **相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※**

※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》 3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）

	【 贈 与 時 】	【 相 続 時 】	【 合 計 納 税 額 】
	贈与額：3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 × 20% → 納付税額 100万円	贈与額 3,000万円 相続額 1,500万円 4,500万円 < 基礎控除 : 4,800万円 → 無税 ・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付	0円
〈参考〉	暦年課税の場合 納付税額 1,036万円	無税	1,036万円

(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者：60歳以上の者 受贈者：18歳以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除（毎年110万円）の適用は受けられない。

〔平成14年11月19日
政府税制調査会〕

第二 平成15年度税制改正における個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

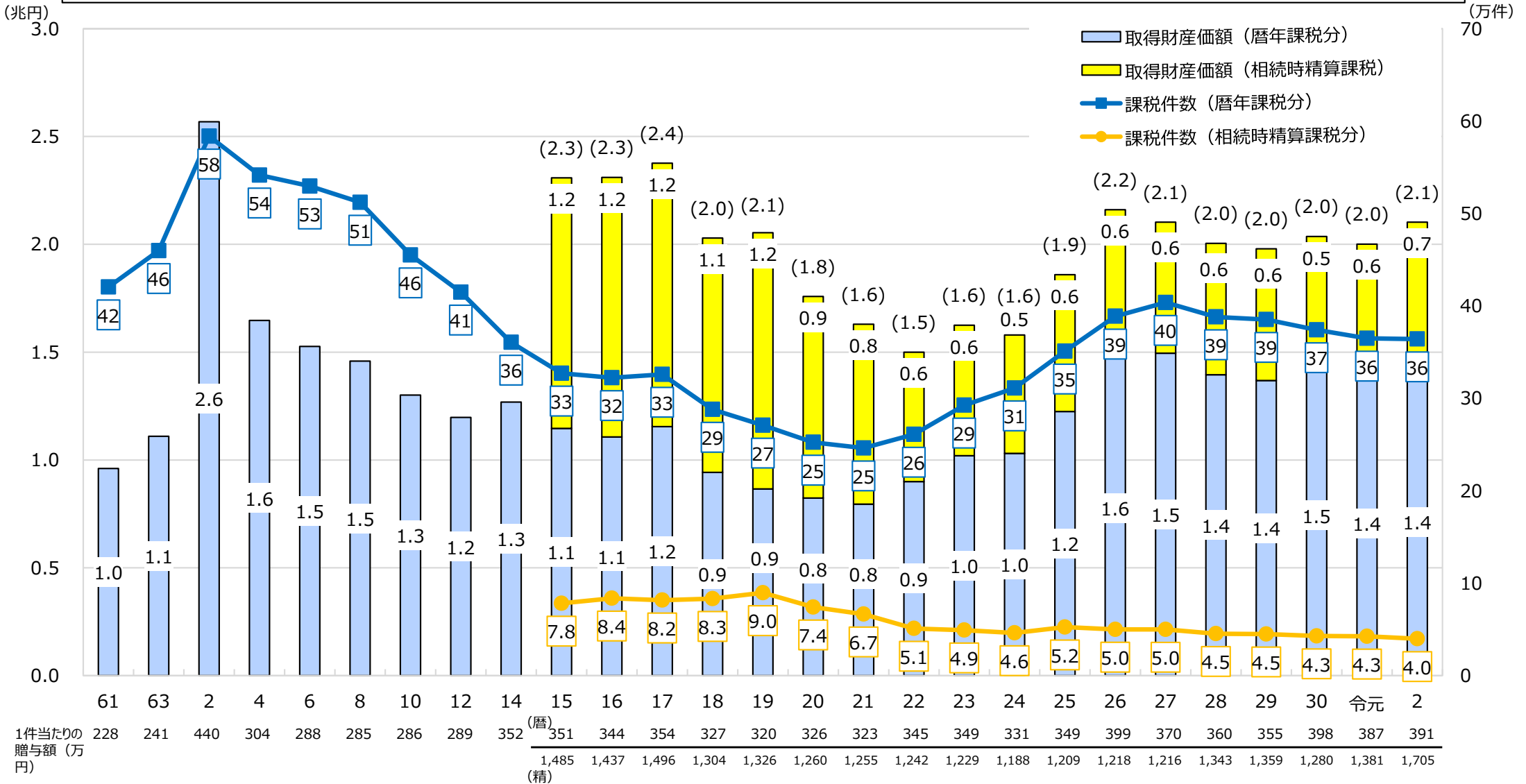
(1) 相続税・贈与税の一体化措置

高齢化の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきている。また、高齢者の保有する資産（住宅等の実物資産も含む）の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請もある。かかる状況の下、相続税・贈与税の改革については、生前贈与の円滑化に資するため、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要となってきた。こうした状況を踏まえ、相続税・贈与税の一体化措置を平成15年度税制改正において新たに導入する。この一体化措置は、従来の相続税と贈与税との関係を大きく見直すものであり、両税の抜本的改革として位置付けられるものである。

相続時点でなければ各相続人別の正確な相続税額は確定しないというわが国の相続税制度の特徴（遺産取得課税方式と遺産課税方式のいわゆる併用方式）を踏まえ、この一体化措置は、相続時の累積課税方式とすることが適当であり、相続時精算課税制度（仮称）として具体化を図ることとする（参照 別紙）。

贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入により、課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による贈与額・課税件数は、暦年課税による贈与額・課税件数と比較して、減少傾向。

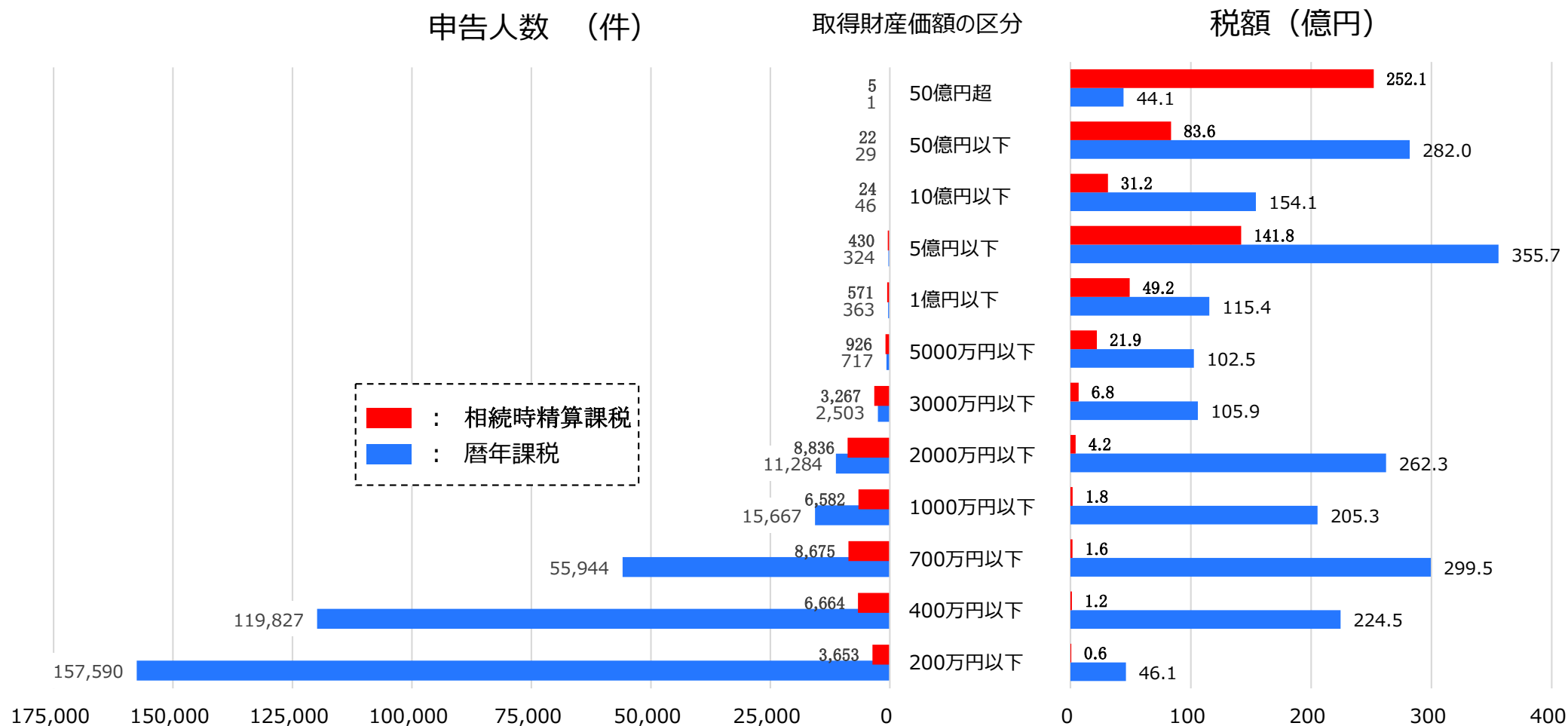


(備考) 「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～令和2年分には、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

贈与税の取得財産価額別の申告人数・税額（令和2年分）

- 暦年課税での受贈者（36.4万人）は、基礎控除額近傍での贈与（200万円以下）が多い。
- 相続時精算課税での受贈者（4.0万人）は、暦年課税と比較すると、より高額での贈与（400万円以下の区分～2,000万円以下の区分）が多い傾向が見られる。



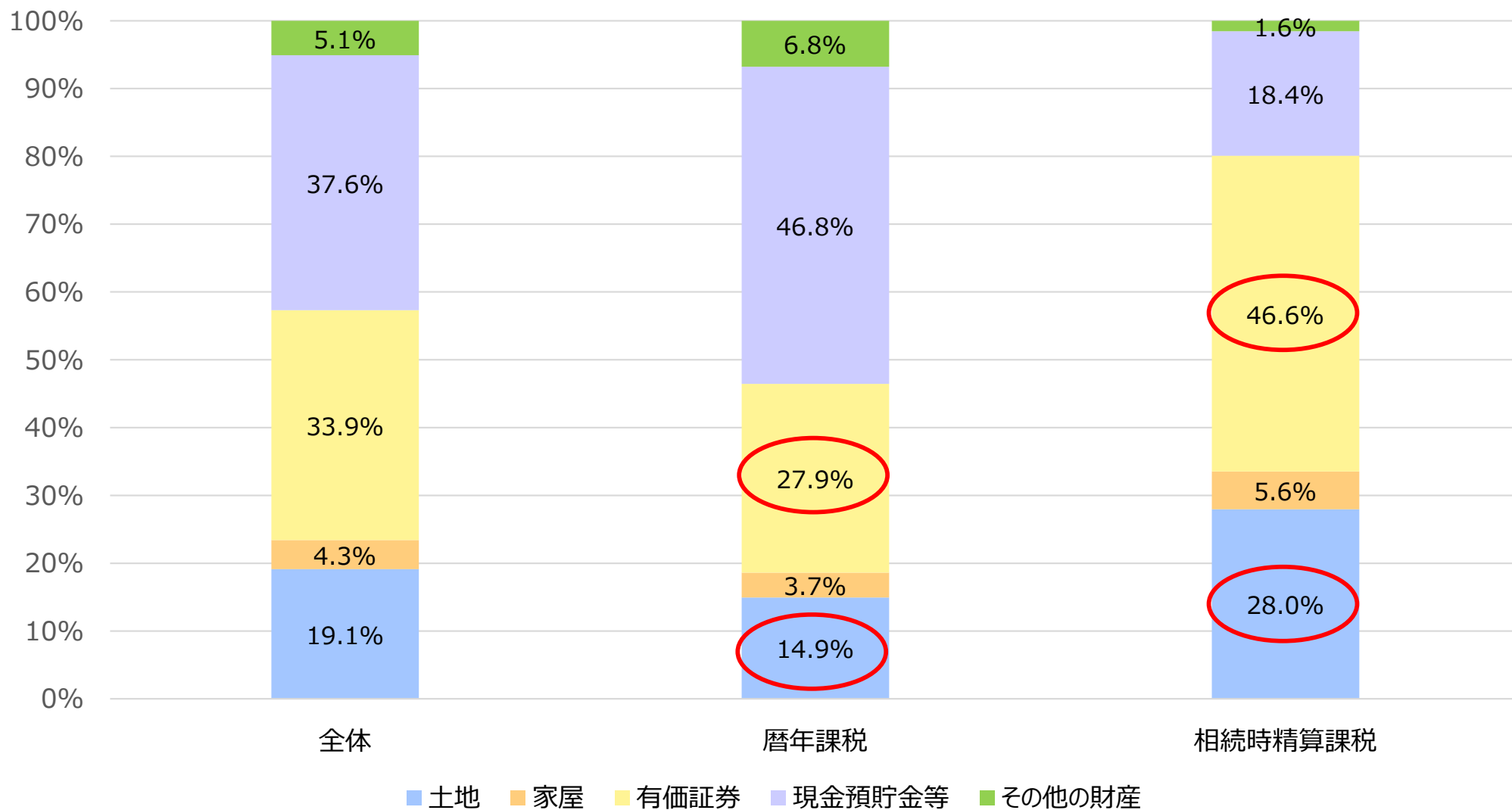
（出典）国税庁統計年報書

（注）「申告人数」は、申告義務のある者の計数である。

「税額」は、納税猶予税額を控除する前の計数である。

贈与税の財産種類別構成割合（令和2年分）

○ 相続時精算課税は、暦年課税と比べ、土地や有価証券の占める割合が高い（現預金の占める割合は低い）。



(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの件数である（修正申告を含まない）。